

また、一般モデルと著しく乖離しない測定値を提供する場合またはカバー期間が1年以下である場合、残存カバリーに係る負債については、簡素化された保険料配分アプローチの適用が認められる。ただし、発生保険金については、リスク調整後の確率加重された割引後キャッシュ・フローから構成されるビルディング・ブロックに基づいて測定する必要がある。

さらに、IFRS 17号では、変動手数料アプローチが定められている。このアプローチは、保険契約者に対する支払と基礎となる項目に係る収益の関係が特定されている有配当契約、配当付契約、ユニットリンク契約などの一部の契約について適用される。このような契約におけるCSMは、変動手数料の変動を反映して調整される。変動手数料は、基礎となる項目の公正価値に対する企業の持分であり、保険契約者への支払額を控除した金額として表示される。また、CSMは、貨幣の時間価値およびオプションや保証など基礎となる項目から生じない金融リスクの変動の影響についても調整される。

IFRS 17号に基づく収益の表示については、他の業種におけるIFRS 15号に基づく表示と整合したも

のとなっている。収益は、保険者がその期間に提供するカバリーおよび他のサービスの価値の見積りに応じて比例的に各報告期間に配分され、保険金は、発生時に表示される。なお、

投資構成要素(すなわち、保険事故が発生しない場合でも保険契約者に返済される金額)は、収益および保険金から除外される。

また、IFRS 17号に基づく開示

としては、保険契約から生じる金額、判断およびリスクに関する情報の開示が要求されており、IFRS 4号における要求事項よりも詳細な開示が必要となっている。

III 収益認識に関する取扱いの決定も IFRS 解釈指針委員会の アジェンダ決定の概要

IFRS 解釈指針委員会は、IFRS 基準について、市場関係者から寄せられたさまざまな論点を検討する組織であり、論点を基準設定アジェンダに追加することが決定されると、IFRIC 解釈指針の開発や狭い範囲のIFRS 基準の修正(「年次改善」としての修正を含む)を検討する。

一方、多くの論点は、IFRS 基準における原則および要求事項が適切な基礎を提供しているとして、基準設定アジェンダとして取り上げることが却下されるが、IFRS 解釈指針委員会は、その却下した論点について、論点の概要と、基準設定アジェンダに追加しないと判断した理

(図表12) 2018年に公表されたIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定(2018年10月末時点)

項目	公表年月
(1) IAS28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」—関連会社への有形固定資産の抛出	2018年1月
(2) IFRS9号「金融商品」およびIAS1号「財務諸表の表示」—特定の金融商品に係る金利収益の表示	2018年3月
(3) IFRS15号「顧客との契約から生じる収益」—不動産契約における収益認識	2018年3月
(4) IFRS15号「顧客との契約から生じる収益」—土地の移転を含んだ不動産契約における収益認識	2018年3月
(5) IFRS15号「顧客との契約から生じる収益」—現在までに完了した履行に対する支払を受ける権利	2018年3月
(6) IAS7号「キャッシュ・フロー計算書」—短期の借入金および信用枠の分類	2018年6月
(7) IAS23号「借入コスト」—適格資産に対する支出	2018年9月
(8) IAS23号「借入コスト」—土地に係る借入コスト	2018年9月
(9) IAS21号「外国為替レート変動の影響」—交換可能性が長期的に欠如している場合の為替レートの決定	2018年9月
(10) IFRS9号「金融商品」—特定の種類のデュアルカレンシー債券の分類	2018年9月